

## 令和 4 事業年度 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の令和 4 事業年度(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、法人単位およびすべての勘定に係わる勘定別の財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、損失の処理に関する書類(案)、及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、およびその他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。併せて、業務の実施状況等について調査し、必要に応じてヒアリングを行うなどして情報収集を行うとともに、業務実施上のリスクに係わる事項について調査を行った。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、関連する重要会議に出席し、必要に応じて説明を求めた。子法人については、当機構には該当する子法人はない。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

意見:機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け実施されていたものと認める。

- 2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

意見:内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務方法書に基づき「内部統制推進の体制に関する規則」(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 4 号)を制定して、平成 27 年度より内部統制システムの整備とその運用が開始され、リスク管理を含む内部統制システムの整備及び運用について見直しと改善が図られている。

機構の実施する事業は多岐にわたるとともに、ますます増加しつつあり、多様な専門性が要求されている。業務運営に係わるリスク情報やインシデント情報を業務実施の PDCA につなげるための法人全体での統合的な報告・収集・分析・共有の取り組みをさらに充実させ、適切なリスク管理を踏まえた意思決定を可能にする内部統制システムに向けた計画的な改革が、今後とも継続的に進められることを期待する。

また、改正国立研究開発法人科学技術振興機構法が令和 3 年 2 月 23 日に施行され、助成業務および寄託金運用業務が新業務として追加された。大学ファンドは政府出資金、財政融資資金が主な運用元本となっており、令和 3 年度までに約 5.1 兆円、令和 4 年度に約 4.9 兆円が措置された。令和 3 から令和 5 年度を「運用初期」と位置づけ、運用・リスク管理体制の整備・充実に注力しているところ、立ち上げ期にある本業務の事業運営に今後とも注視していく必要がある。

- 3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

意見:役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

意見:会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

## 5 事業報告書についての意見

意見:事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

## Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- i) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))
- ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))
- iii) 理事長の報酬水準の妥当性(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))
- iv) 保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))

意見: i)については職員給与水準の適正を確認し、ii)については契約監視委員会を開催し、iii)については理事長の報酬水準の妥当性を確認し、iv)については保有財産を見直し、不要財産を適切に処分した。以上のように、これまでの閣議決定事項については適切に対応していると認められる。

令和5年6月27日

国立研究開発法人科学技術振興機構

監事 白木澤 佳子

監事 中川 清明